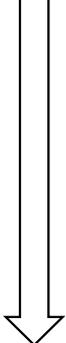


安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業の 充実・推進について

令和6年10月4日

高齢者介護課 介護予防担当

介護サービスの体系について

状態像	認定	認定方法	サービス内容	サービスの例	
軽い   重い	事業対象者	チェックリスト ※本人が記入	介護予防・日常生活支援総合事業 (運営基準・報酬は原則国基準だが、一部で市の裁量が認められている。)	通所型サービスA	多様な サービス
	要支援1	要介護申請 (認定調査+主治医意見書) ※認定審査会による介護の手間の大小の判定		訪問型サービスA	
	要支援2			通所介護相当サービス 訪問介護相当サービス	従前相当 サービス
	要介護1	要介護申請 (認定調査+主治医意見書) ※認定審査会による介護の手間の大小の判定	介護給付 (運営基準・報酬は国基準)	デイサービス	
	要介護2			訪問介護	
	要介護3			グループホーム	
	要介護4			ショートステイ	
要介護5	特養 (要介護3以上)				

○ (総合事業ガイドライン (通所型サービス留意事項) 抜粋・要約)

- ・新しく事業の対象となる居宅要支援被保険者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、**住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。**
- ・従前の介護予防通所介護相当のサービスについては、主に、「多様なサービス」の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、**通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。この場合、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要**である。

通所介護相当サービスの内容・実績等について

【内容】

	認定	限度額	提供サービスの内容	基本報酬 月額（1単位×10＝円）
通所介護 相当サー ビス	事業対象者	5,032単位	旧介護予防通所介護と同様の サービス（専門職による機能訓 練、食事支援、入浴支援） ※送迎込み	・週1回程度 1,798単位
	要支援1	5,032単位		・週2回程度 3,621単位
	要支援2	10,531単位		・週1回程度のみ 1,798単位
				・週1回程度 1,798単位
				・週2回程度 3,621単位

【実績】

令和6年5月サービス分
(高齢者介護課調べ)

	合計（人）	合計（回数）	事業費（円） ※加算除く
支援1	217	872	3,901,660
支援2（週1回）	149	609	2,679,020
支援2（週2回）	260	2,102	9,414,600
事業対象者（週1回）	71	298	1,276,580
事業対象者（週2回）	74	589	2,679,540
合計	771	4,470	19,951,400

【参考（その他デイ）】

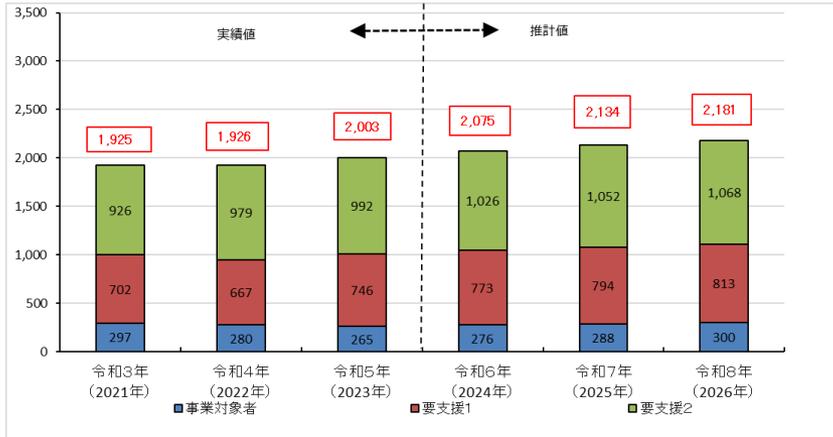
令和6年5月サービス分
(介護保険事業状況報告R6.7月分)

	合計（人）	合計（回数）	事業費（円） ※加算含む
通所介護	853	8,220	77,164,431
地域密着型通所介護	583	5,338	43,679,925
合計	1,436	13,558	120,844,356

安曇野市の総合事業の現状（前回会議資料抜粋）

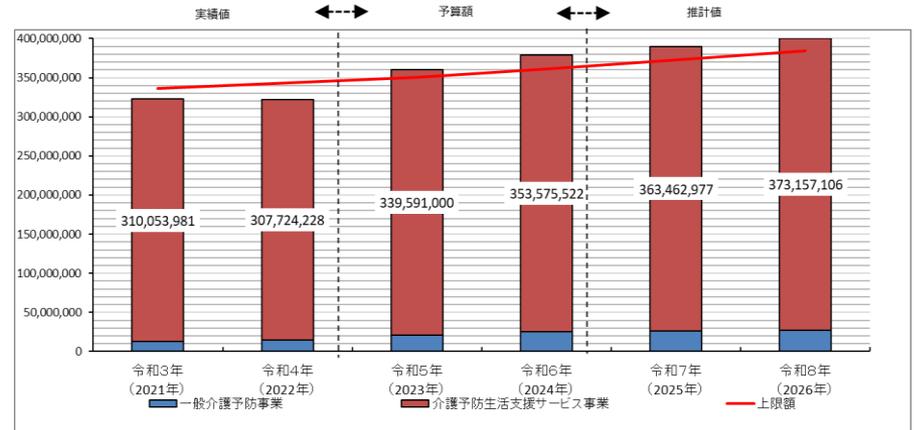
1 事業対象者・要支援者数

- 総合事業利用対象者となる事業対象者・利用者は、これまで**2,000人程度**であるが、今後も後期高齢者の増加により、増えることが見込まれる。



2 総合事業費

- 総合事業費は、**国が定めた上限額を超える予算編成**が続いており、今後利用者の増加等から、現状のままだと上限額を超える状況が続くことが見込まれる。



第9期介護保険事業計画抜粋を一部改変

上限額の計算方法

- 【①事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】
×
- 【②75歳以上高齢者の伸び※】 ※直近3カ年の75歳以上高齢者数の平均伸び率

3 指定事業者数（令和5年3月末時点）

- 指定事業者数は、ほぼ横ばいであるが、通所介護相当サービス事業者の定員数の見直しによる利用者の増加がある一方、**多様なサービスのサービスA事業者**は事業当初から**参入が増えていない**。

訪問介護相当サービス	25事業所
訪問型サービスA	13事業所
通所介護相当サービス	40事業所
通所型サービスA	4事業所

介護台帳（LIGHT） ※市内事業所のみ(休止を除く)

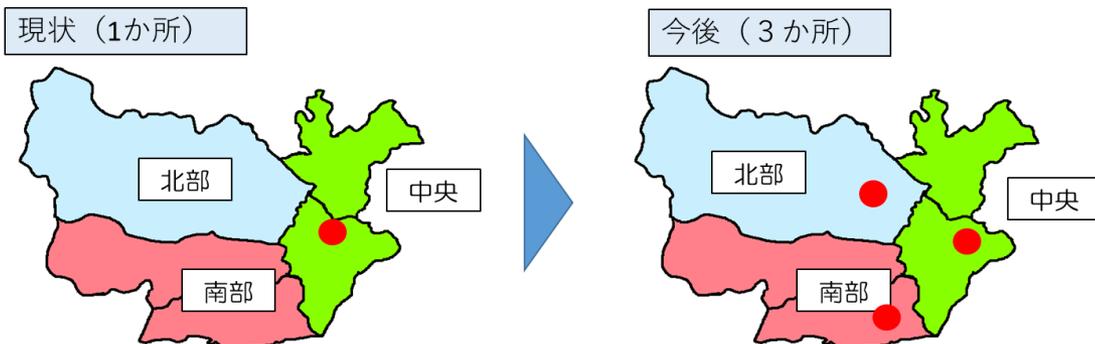
第9期介護保険事業計画での取組（前回会議資料抜粋）

1 今後の方向性

高齢者の自立した日常生活を支援するために、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、地域における元気高齢者を含めた多様な主体による総合事業を充実・推進します。

施策名称等	内容
自立支援に向けた介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの推進	地域包括支援センター等が、地域資源も含めた多様な支援サービスを組み合わせ、自立支援に向けた介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを推進できる運用マニュアルを整備し、周知啓発をします。
多様なサービスの充実	地域ケア会議や生活支援体制整備事業を通じて把握された必要とされるサービスを総合事業の枠組みを活かし、創設、充実を図ります。
サービスC（短期集中支援）の推進	自立支援につながるサービスCを優先的に利用できるよう利用者、関係者の理解を深め、事業の拡大を推進します。
サービスA（緩和した基準）の推進	介護人材のすそ野を広げるため、サービスAの担い手確保を進めるとともに、多様なニーズに対応したサービスAの事業を推進します。
総合事業サービスの確保	相当サービスについては、サービスA、Cを普及させるため、計画の見込量に対して、必要なサービスを確保できる指定をしていきます。

通所型サービスC実施箇所数を令和8年度までに、包括単位ごとに3か所の拡大を目指す



総合事業の見直しに向けて

○報酬単価（主な見直し） 通所介護相当サービスの報酬単価を1月あたりから1回あたりの単価へ見直し

- ・総合事業費が国の上限額を超える予算編成となっており、交付金申請に当たっては個別協議を実施している。（R6見込額：総合事業費 3.79億円（うち通所介護相当サービス2.40億円、訪問介護相当サービス0.69億円））
- ・令和6年度からは個別協議に該当する事由が厳格化される中、仮に個別協議が認められなければ、上限額を超えた分は、全額保険料にて負担をすることになる。
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を踏まえ、令和6年度報酬改定では、多様な主体によるサービスの充実を図り、それらのサービスについての“高齢者の選択肢の拡大”を図る観点から、1回あたりの単価についてきめ細やかな設定が行われた。

○利用関係（主な見直し） 通所介護相当サービスに係る事業対象者の利用回数を見直し

- ・事業対象者は、要支援1相当の支給限度額としている中、要支援1の利用者の中には、更新により事業対象者になることで、週2回利用が可能となっている現状がある。
- ・包括等からの要支援1の人と制度上の整合が図られていないとの声を受け、第9期介護保険事業計画では、利用者・事業者へのアンケートを実施の上、事業対象者の週2回利用を見直していきたい。
- ・包括等は、現状、週2回利用している人のケアマネジメントを見直すとともに、必要に応じて要介護認定の申請をすすめる。

●基本チェックリストとは市町村や包括窓口にご相談に来たフレイル予防等の支援が必要な者に対して 要支援認定ではなく簡易にサービスにつなぐために実施するもの

上記2点を主軸として令和7年4月から、見直し後の内容で実施予定
(このほか、1回あたりの単価へ見直すことに伴い、半日利用型の単価設定や複数の通所介護相当サービス事業所の併用利用を可能とすることを検討)

R6.6～7にかけて

利用者（事業対象者で通所介護相当サービスを週2回利用している人（73人））、居宅介護支援事業所（31事業所）、通所介護相当サービス事業所（46事業所）あてアンケートを実施

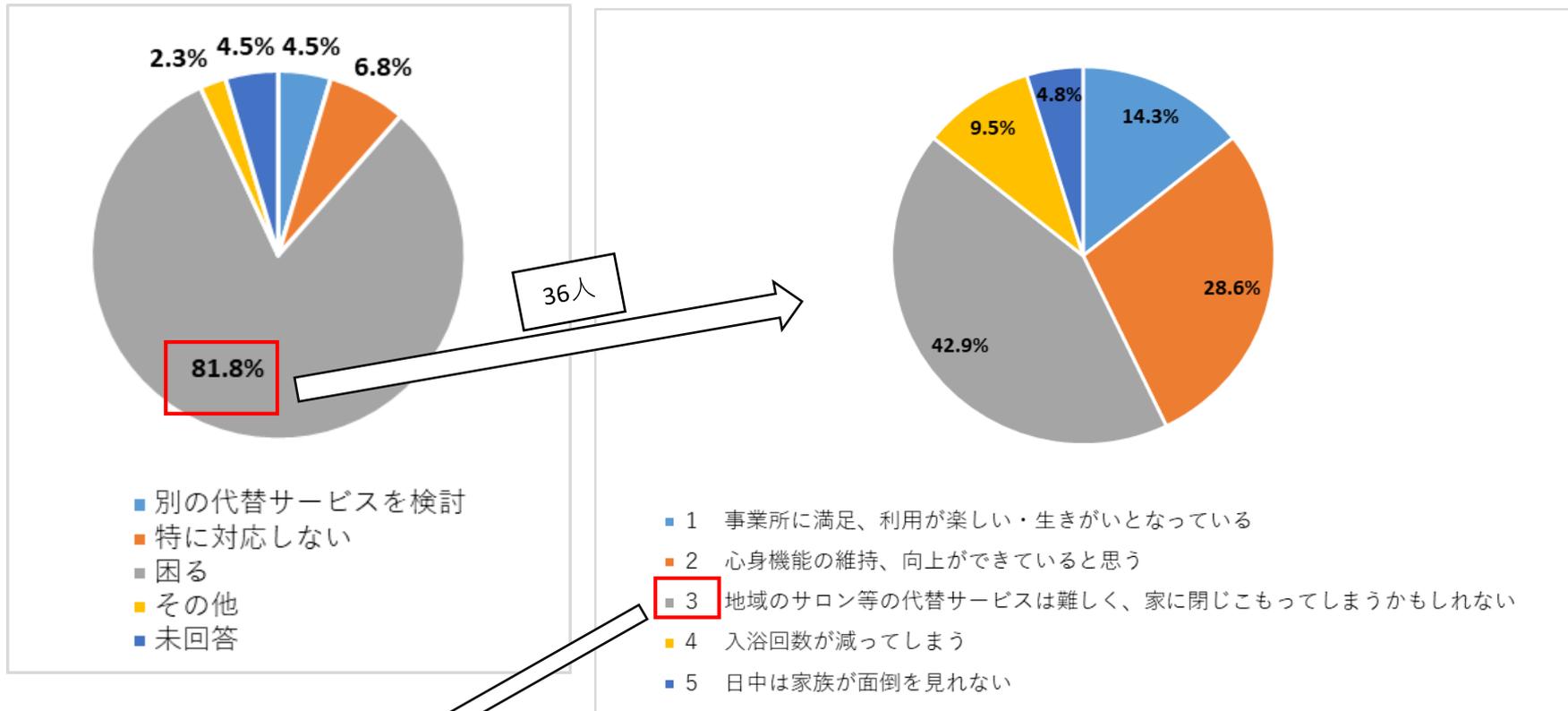
アンケート結果（利用者）

【回答数44人 回答率60.3%】

※地域サロンの利用促進のためアンケートに生活支援サービスガイドブックを同封

1 週1回利用となった場合の対応 (n=44)

2 週1回利用が困る理由・自由記述 (n=42)



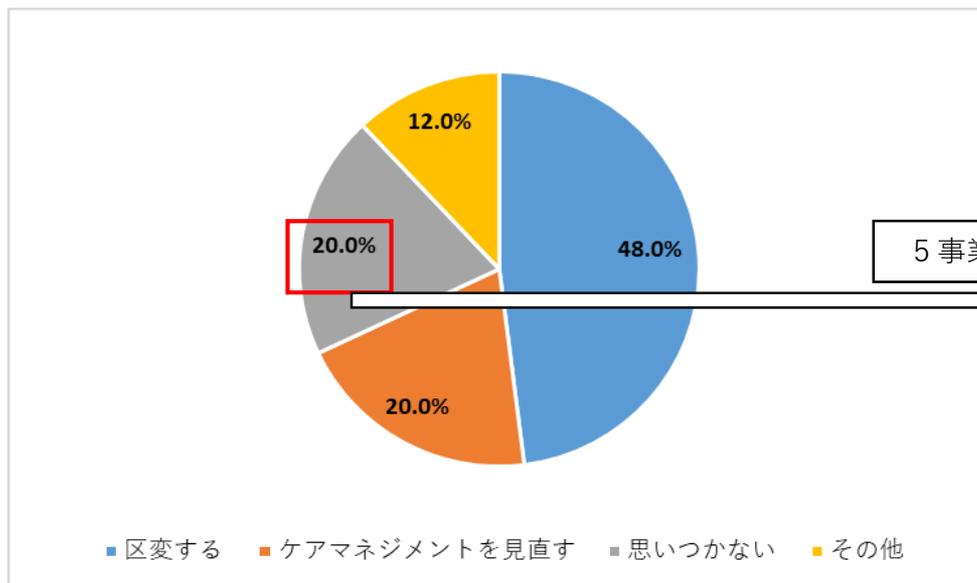
< 3に関する具体的な意見 抜粋 >

- ・ ひとり暮らしをしていて1人ではあまり外出ができない。週1回になると家に引きこもってしまうため多少費用が掛かっても週2回利用したい。
- ・ リウマチがあり自力歩行には不都合あり。車の免許は返納してあり送迎付きでないと困る。
- ・ 今まで通っていたので慣れている。

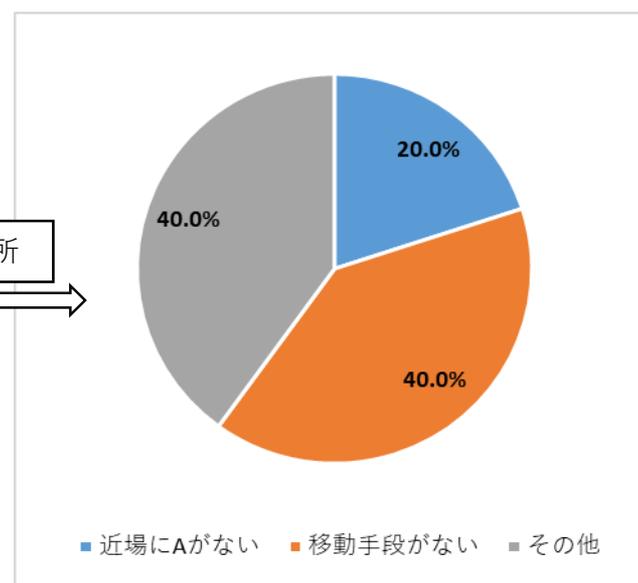
アンケート結果（居宅介護支援事業所）

【回答数23事業所 回答率74.2%】

1 週1回利用となった場合の対応（n=26）



2 対応方法が思いつかない理由（n=5）



<その他の具体的な意見 抜粋>

- ・サービスAに変更提案
- ・利用回数を週1回へ変更

<その他の具体的な意見 抜粋>

- ・介護申請しても要支援1レベルと思われる。

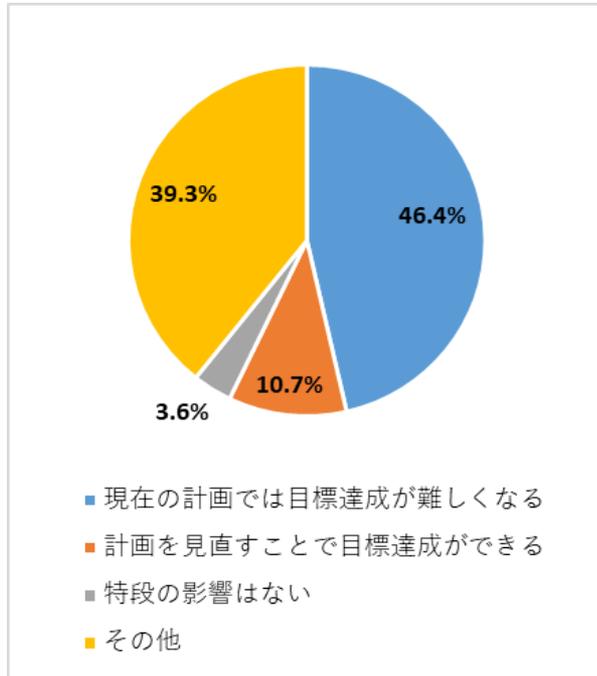
<見直しに関する具体的な意見 抜粋>

- ・ケアマネとしては1回の利用料を収める方が利用者が分かり易いとする。支障は感じない。
- ・通所相当サービス事業所の収入が少なくなるため、ますます要支援者の受け入れはしなくなると思う。
- ・週2回の利用で現状維持をされている中で、サービスの回数を減らすことはできない。
- ・地域の通いの場づくりと移動手段の確保は課題だと思う。
- ・必要なサービスには対価が生じるため、本当に必要な人にサービスが行き渡るようにしてほしい。

アンケート結果（通所介護相当サービス）

【回答数32事業所 回答率69.6%】

1 週1回利用となった場合の影響（n=28）



<その他の具体的な意見 まとめ（事業所数）>

- ・不満や不安、意欲低下、精神的混乱につながる（6）
- ・入浴できず皮膚トラブルにつながる（4）
- ・筋力低下（3）

<見直しに関する具体的な意見 抜粋>

- ・長年、週2回の利用が生活リズムの一つであり、通うことが生きがいとなっている利用者については、週1回の利用にすることで自宅での閉じこもりや認知症の進行につながるのではないかと。現時点で週2回利用の人は生活リズムを変えないためにも引き続き週2回利用できるように検討してほしい。
- ・1回あたりの単位設定については利用者側とすればありがたいと思う。事業所としては報酬が減ってしまうので新規利用者を受けづらくなってしまわないか。
- ・事業対象者が週1回のみ利用となることは事業所としてはある程度理解できるが、利用者の中には疑問に思う方も少々いる。もう少し早めに周知してもよかったのではないかと思う。
- ・ケアプランのとおり人員配置をしているため、利用の実績に基づき半日型の単価になってしまうと、人件費や食材費の無駄が生じ、事業所の負担が増える。また、複数事業所の併用利用は、利用者の隔週利用につながり、事業所の収益が下がってしまうおそれがある。

通所介護相当サービスの見直し 今後の方向

【各アンケート分析】

〈利用者アンケート〉

- ・ 移動手段がなかったり、サロンに新しく参加することへの心理的負担がある利用者もいる。⇒**利用者の移動支援や送迎付きサービスの充実及びサロン利用の検討に十分な時間を確保する必要がある。**

〈居宅介護支援事業所アンケート〉

- ・ 1回あたりの単価設定については、利用者にメリットがあり概ね理解されていることが読み取れた。
- ・ 事業所の収入減により、要支援者等の受け入れがますますされなくなり、必要なサービス提供につなげられなくなることを危惧する声もあった。⇒**サービスAやCを含めた通いの場の確保が求められる。**

〈通所介護相当サービス事業所アンケート〉

- ・ 要支援者を受け入れる事業所が減少することや収益減少を心配する事業所があることが読み取れた。⇒**事業所の採算面を考慮しつつ見直し内容やその時期を検討する必要がある。**

【今後の方向（R7.4からの見直し）】



- 1月あたりの単価設定から **1回あたりの単価設定に見直す（※1）**
（ただし、提供時間に合わせた単価（**半日型単価**）の設定は**見送り（※2）**）
- 事業対象者の週2回利用を **原則週1回利用に見直す**
（ただし現在週2回サービス利用している事業対象者に限り、必要な手続き（※3）が
されていれば**第9期中（R9.3まで）は引き続き週2回利用を可能とする**）

※1 通所介護相当サービス事業所の複数個所の併用はこれまでどおり不可とする

※2 半日型単価の設定とA7サービスの基準見直しについて第10期を目途に検討をしていく。

※3 週2回利用の必要性や多様なサービスの検討について十分な整理をしたうえで担当包括から市高齢者介護課に届出を行う。

総合事業の見直しに向けたスケジュール等

R 6年度取組

○スケジュール

- ・令和6年6月 各事業所へ見直し後の単価案等の情報提供と、影響についてアンケート調査を実施（アンケート調査は、サービス提供事業所、ケアマネジャー、利用者（事業対象者かつ週2回利用）を対象）
- ・令和6年7月 アンケート結果の集計
- ・令和6年8月～9月頃 アンケート結果の分析、事業者との調整、見直し内容の調整
- ・令和6年10月 介護保険等運営協議会で進捗状況等の報告
- ・令和6年11月 関係事業者への説明会の開催
- ・令和7年1月 要綱改正の手続き
- ・令和7年3月 サービスコード、マスタ表の送付
- ・令和7年4月 改正後の要綱に基づき、総合事業を実施

○事業所指定

- ・相当サービスについては、サービスA,Cを普及させるために、計画の見込量に対して、必要なサービスを確保できる指定をしていく（9期計画記載内容）
- ・多様な主体による柔軟な取組を充実していくために、サービスAの指定やサービスCの委託を積極的に進めていく。（事業対象者で週2回利用していた人の受け皿確保）

○「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」マニュアルの検討

- ・包括等が、地域資源を含めた多様なサービスを組み合わせ、自立支援に向けた介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを推進できるようマニュアルの整備を検討する。（9期計画記載内容）

【現行】

算定単位	算定項目
1月あたり	・週1回程度（要支援1、2、事業対象者） 1,798単位
	・週2回程度（要支援2、 事業対象者 ） 3,621単位

【見直し後】

算定単位	算定項目（R7.4～R9.3）
1回あたり	・事業対象者、要支援1 （1月4回まで（5週ある月のみ5回まで）） 436単位 （1月あたり 1,744～2,180単位 ）
	・要支援2、 事業対象者（市に届出た場合のみ） （1月8回まで（5週ある月のみ10回まで）） 447単位 （1月あたり 3,576～4,470単位 ）

<見直しによる効果>

- ・見直し後は利用に応じた費用負担になる。
- ・利用者の状態に応じたきめ細かなサービスの位置づけが可能となり、事業費の適正化につながる。
- ・現行制度は要支援1を週1回利用としていることから、事業対象者の利用を週1回までとすることで、制度内での整合が図られる。